



弁理士と英語

会員 照嶋 美智子

昨年来、弁理士手続業務の一線からリタイアして、体力はともかく、時間的には少々ゆとりが生じたので、同業の方々、特に前途ある若い方々のために、ささやかながら自分の今までの経験を何か役立てることは出来ないかと考えた。そこで思いついたのが、英語を苦手としている人達のための英語勉強会のようなものである。まず、紫青会（女性弁理士の会）の会員にこの提案を発信してみた。

提案の内容は、私達弁理士の仕事は本来国際的なもので英語とは縁が深いが、IT時代となり、工業所有権制度もビジネスの世界も急速な国際化（あるいはグローバル化）が進んでいる状況下で世界共通語としての英語の重要性が増大していること。しかしながら、日本人は従来の教育の弊害もあり、英語に苦手意識を持っている人が多い。私自身も例外ではないこと。私の場合、英文科を卒業後、法律の勉強を経て、弁理士となり、英語を使って30余年の間、弁理士業（商標中心）に従事してきて、他人からは一応英語屋的に見られていたかもしれない。が、実際のところ、私は語学としての英語の勉強は余り好きではない。また、大方の日本人同様、英語を聞く・話すことへの苦手意識は子供の頃から植え付けられている。それでも、英語を使う仕事を求めたのは、そこには国内に限定された仕事に固有の閉塞感からの一種の開放感があって、それに惹かれたのだろう。とにかく、下手な英語ながら、通じればよかろう内容で勝負と開き直り、でも、仕事の必要に応じた程度の努力はして、欧米の依頼者ともそれなりの信頼関係を維持して来たと思うので、この体験が、私同様に英語に苦手意識を持っているが、これから英語を使って仕事をすることに意欲を持つ人に何らかの参考になればと考えた。従って、私が英語を教えましょうという大それた提案ではなく、弁理士としてのベースを踏まえたうえでの一般教養的・基礎的な英語の実践のガイド役あるいはコーディネイター役のようなことを想定していたのである。

ところが、私の提案に寄せられた反応をみると、特許（特に化学）の分野の仕事に関して、現実の必要に迫られているらしい具体的な事例が多かった。例えば、内外国出願に関する英文コレスポンデンスの作成、明細書の翻訳のチェック、外国の依頼者との対話、特に電話に対する応答の必要等である。そのほか、一般によくあるように、とにかく英語を聞き取り、話せるようになりたい等々。実力については、あまり英語の実務経験のない人から、経験も実力も相当のようだが更なる向上を望む人までいろいろである。所在地も東京から大阪まで地理的にばらついている。

以上のような反応を前にして、どう対応すべきか迷ったが、まず、次のような案をたたき台として用意して本誌に掲載することでより多くの方から更なるご意見や参考資料等についての情報を頂き、検討の機会ももって、関心のある方々の間でオンライン等による勉強会ネットワークのようなものを設定出来ないだろうかと考えた。1人では勉強しにくいし、といつても、勉強は自分がしなくては始まらない。だから、お互いに支え合って、それをバネにした勉強の輪が広がれば願ってもないことである。英語に堪能な2、3の方が協力を申し出て下さっているのも心強い。

いずれにしても、仕事で英語を使う必要があるということは勉強の動機として望ましいこと。大いにチャレン

ジすべきである。私自身、敢えてその様な場に身を置くことで何とかやってきた。けれど、英語力が不十分な間は、勉強しつつも、実務では不足を補う対策が必要となる。苦労して作り上げたコレスポンデンスも英語に堪能な人にチェックして貰わなければ不安が残るだろうし、明細書の翻訳についても（翻訳はプロに依頼するにしても）自分のチェックは勿論だが、重要な個所については、より英語が堪能な人にダブルチェックを受ける方が安全である。工業所有権法は、法律と、特許の場合は技術、商標の場合はその無体財産権としての独特的のコンセプト、がオーバーラップしている分野であり、英和いずれも文書の作成には両方の専門用語を用いることが当然要求される。ある程度の規模の特許事務所であれば、サンプルとなる資料も揃っているし、専門分野に詳しい先輩や翻訳者のみならず、専門の外国人スタッフもいて、その助けを借りて何とかなるであろう。即ち、実務が勉強にもつながっている。しかし、個人や少人数の事務所でそのような助力を得られない時は対策を考えなくてはならない。

まず、資料であるが、英文コレスポンデンスに関して、従来、「特許英語通信文」（松島広美著、昭和46年、ユニークデザインスタジオ出版）なる書籍が特許事務所で参考書として使われてきた由であるが、古い本であり、今は出版元も不明で、内容を確認することは出来なかった。いずれにしても、この種の本は手続きの定型的な説明には使えるが、一步踏み込んだ内容についてのオピニオンには余り役立たないであろう。やはり、付け焼き刃ではなく、急がば回れで、勉強主体の正攻法で行く以外方法はないようである。その為には、まず、(1)基本的な知識として、法律の英訳、あるいは英語の原文をきちんと読み、特に重要な条文についてはその英語表現をしっかり頭に入れておくことが肝要ではないか（このような英文図書は AIPPI・Japan が出版している）。(2)さらに、化学等自分の専門技術分野の用語や表現の理解も要求されよう（適当な英文のテキストがあればよいと思うが、お手本になる英文特許公報をテキスト代わりにして、技術的用語・表現の知識を得るとか　具体的なことは専門の実務経験者にご教示願いたい）。(3)これと平行して、中学・高校で習った程度の基礎英語の読み、書き、話すの復習をすること。中学3年～高校1年くらいのテキストに出てくる英語をしっかり習得して使いこなせれば、その作文力と上記の専門用語・表現の組み合わせで、一応のコレスポンデンス其の他の書面も作成出来ると考える（上手、下手は別として、文法のミスがなく内容を正確に伝える文章として　これはミニマム必要とされるところである）。(4)また、英語を母国語とする国の代理人からきたレターはよいお手本になるので、使用されている表現を拝借する。(5)法律の用語理解を助ける辞典としては「新法律学辞典」（有斐閣）、「英米法辞典」（東京大学出版会）、その他、特許関連用語辞典もいろいろ出版されているし、知人の翻訳者によると、インターネットでも各種の辞典的な情報が分野別に提供されている由（例えば、アルク社等）。(6)概論的なテキストとして、「アメリカ人弁護士が日本人のために書いた法律英語の基本」（ポール・N・キング著、1990 ジャパンタイムス社）が手元にあるが、英文契約書から特許明細書、技術関係法律文書等の作成について簡単に英語と日本語で説明しているので、手始めに読むのに良いと思う。(7)商標に関しては、私は駆け出しの頃、アメリカの弁護士がビジネスマンの為に書いた「Trademark Problems and How to Avoid Them」という本に出会い、平易な英語ながら専門用語を上手に使って、アメリカ商標法による商標の本質や判例を分かりやすく説明した文章に感激した記憶がある。読んでいて、自然に言葉遣いを覚えるし、アメリカの商標法と日本の商標法の対比もでき、これが、その後とても役に立った感じがする。あと、The American Chamber of Commerce in Japan から出版された、土井前早稲田大学教授の「Digest of Japanese Court Decisions in Trademarks and Unfair Competition Cases」も読みやすい参考書であった（ただし、いずれも古い本で絶版なので、興味のある方には当方蔵書をお貸します）。

さて、問題の英語のサポート役であるが、私がここで取り上げた弁理士の英語とは、プロ級やネイティブルではなく（そういう人も多いし、それに越したことはないけれど）、とにかく、依頼者とのコミュニケーション、実務上の文書作成や検討が必要最低限度支障なく出来る程度を対象にしている。工業所有権制度の国際的な共通性に助けられ、外国人でも同業者間では相互理解しやすく、英語がさほど上手でなくてもコミュニケーションが

割合スムーズにいく利点がある。従って、自らが法律面の用語や書面の内容のポイントをしっかりと押さえている限り、サポートする側にそれ程厳密な専門性を要求しなくても、技術等関連分野での英語の使用実績が充分あれば、ダブルチェックのパートナーの努めは果たしてくれそうである。このような人は案外身近に見つかるのではないか。例えば、私の知人に商社を定年退職した英語に堪能な人がいるが、同様な「英語達人」達が月に1度集まってテーマ別に英語表現の研究をしているとか。出身も技術分野からジャーナリストと多彩で、退職後で時間のある人も多いようであり、サポート用の人材の1人、2人いそうな気もするが。人材の活用については、その他いろいろ研究の余地がありそうである。

最後に英語を聞き、話すことについて、今、本屋の店頭にあふれる本や教材、英語学校の広告を見れば、それがいかに多くの日本人にとって大きな課題か分かる。それは、我々弁理士とて同様である。とにかく、日本語とは全く音感の異なる英語を聞き取れなくては、話すべき会話は成り立たない。しかし、聞き取り練習用の教材とか英語学校の類は、ちょっと試そうにも費用が高そうであり、忙しい弁理士としては時間的にも続けられるか不安であろう。私は、むしろ、NHK のラジオ英語番組の利用をお勧めしたい。安いテキストで、講師もよく、内容が充実しているし、便利である(CDも別売りしている)。更に、週刊英字新聞の「Asahi Weekly」は初心者にも内容が分かりやすい上、そのなかのエッセイについて、ライターによる音読のカセットテープを900円で別売しているので、listening の練習に利用できる。これは単に一例で、練習の仕方はライフスタイル、性格、目的等により千差万別である。その検討も本提案の内容の1つである。

とにかく、英語が苦手だけれど、勉強してみようかという方、気楽に始めてみませんか。私は、これから更に国際化する工業所有権の分野で、多くの弁理士が英語を駆使して一層活躍の場を広げて行く将来に夢を託し、微力ながらお手伝い出来れば幸せと思っています。私の提案に対するご意見、情報、ご希望等なんでもありましたら、当方事務所(〒135-0016 東京都江東区東陽2-3-1-106)まで郵便でご連絡お願いします(tel・fax・e-mail addressもあればよろしく)。

「工業所有権法規沿革」IV・V巻 発行のご案内

特許庁監修・日本弁理士会発行

「工業所有権法規沿革」について、明治4~平成6年にひきつづき、今回、平成7~12年分が完成しました。下記の方法で販売しますので、お申し込み願います。いずれもセット販売に限ります。

~ 卷(明治4~平成6年) 30,000円(送料込) + 消費税1,500円

・ 卷(平成7~12年) 22,000円(送料込) + 消費税1,100円

申込先:日本弁理士会 西田宛 FAX: 03-3581-9188

e-mail: XLL02710@nifty.com